

第2 産業産内表付加価値と国民所得との対比

(良 兼)

	産業産内表 (10)	生産国民所得 (NI-P)	分配国民所得 (NI-D)
① 推計方法	<p>○品目別に、生産量を把握し、これに価格を乗じて生産額を算定し生産費調査による物的経費を差引いて付加価値を算定している。</p> <p>○対象品目は次のとおり</p> <p>米、麦類、いも類、雑穀豆類、野菜その他の作物、果樹、苜蓿作物、砂糖、原料作物、嗜好料作物、穀類原料作物、葉用作物、その他の工芸作物、動物原料作物、植物原料作物、乳牛、養鶏、その他家畜家禽、繊維用産物、養蚕</p>	<p>○農業者生産額(農業者産出額+飼料等中間生産物)に農家経済調査の全国農家ノ戸当り平均所得率(所得額÷農家経済調査)を乗じて求めている。</p> <p>○農業者生産額を求める際、産出額に飼料等中間生産物を加えているのは、所得率算定に当り用いる農家経済調査の農業者収益とカテゴリーを近似させるためである。</p>	<p>○農家経済調査により推計した個人業主所得、勤労所得、小作料の合計である。</p> <p>○個人業主所得は、別表第4の1のとおり、農区別、階層別のノ戸当り農業者所得に当該戸数を乗じて算定。</p> <p>○勤労所得も別表第4の2のとおり、個人業主所得と同様な方法で算定した。</p> <p>○小作料は、上のように算定した個人業主所得に小作料・所得比率(農家経済調査による農家ノ戸当り小作料支払額÷ノ戸当り農業所得=0.6%)を乗じて算定。</p>
② 推計結果と比較	<p>1,240,630 億円 (53/4 現在)</p>	<p>(-100,267 才 I・0)</p> <p>1,140,363 億円</p>	<p>(+3,459 才 I・0)</p> <p>1,244,089 億円</p> <p>個人業主所得; 1,237,089</p> <p>勤労所得; 40,878</p> <p>小作料収入; 7,423</p> <p>(控除) 所得税; 41,301</p>
③ 附 属 考	<p>○農産加工(食料品、農加工品等)はI・0より除外されているが、NIは農加工品等は含まれている。</p> <p>○I・0は歴年統計であるが、NIは年度統計による推計である。</p> <p>○自費建設については、I・0、NIともに除いているが、(農家経済調査によれば約70億円)これは建設業部門に計上すべきではまいか。</p> <p>○生産国民所得(NI-P)は次の方式で算定されている。</p>		

	産業連関表 (IO)	生産国民所得 (NI-P)	分配国民所得 (NI-D)
◎ 計算式	$\sum p_i \times R \quad (R: \text{所得率} = \text{農業所得} \div \text{農業粗収益})$ <p>この場合の$\sum p_i$には、飼料・種子等中間生産物を含んでおり、この実所得率算定に用いている農家経済調査における農業粗収益は自家生産、中間生産物を含み、購入分は除いてありこれは所得推計結果の増大をもたらす原因となる。また$\sum p_i$に含まれる植物増価額および農業雑収入（薪炭等の賃賃料を含む）が農業粗収益に含まれている。このことは、所得推計結果の低下の原因となる。</p>		

〔林業〕

◎ 推計方法	<p>○育林、伐木、薪炭、特殊林産物部門ごとに生産量・単価を把握して生産額を算定し、これより物価経費を差引いて求めている。</p> <p>○なお、算定にあつては、国有林、民有林別に計算し、これを集計した。</p>	<p>○35年産業連関表作成過程における業数（育林・伐木）、木炭・薪等品目別総産出額に30年相当の品目別所得率を乗じて求めている。</p> <p>○30年相当所得率は林野庁が30年産業連関表の調整表より作成した「林業の分析に用いる総合表」の産出総額と勤労所得およびその他の付加価値とを用いて算定している。</p>	<p>○各区分のうち、勤労所得については34年推計を生産・賃金面指数でひきのばし個人業主所得（民有林のみ）もほぼ同様に生産・物価面指数で延長し法人所得（民有林のみ）および（国有林）官公事業剰余のみを年総計より計上している。34年（基準）算定方法は以下のとおり。</p> <p>○勤労所得については、薪炭・木炭・薪くが入薪を含む）特殊林産物ごとに算定した24年生産額を国有・民有林別に分割、所得率および勤労所得・所得比率を乗じて算定している。</p> <p>この場合の所得率、勤労所得・所得比率は、国有林野庁林業特別会計を基礎として算定し民有林については、国有林に係る値を修正している。</p> <p>○（民間）個人業主所得は、こまに算定した民有林生産所得より勤労・法人面所得を差引いて算定。（別項第3、第4の3参照）</p>
--------	--	--	--

	I O	NI-P	NI-D
②推計結果と比較	378,422.6百万円 (58% 現在) (別項第4の6参照)	(-23,458.6)百万円 354,964	(-15,355.6)百万円 227,067
③問題点	<p>○三者ともに、<i>activity basis</i> 約といえるが、NI-Dについては、勤労、個人業主所得は、24年度のみについては<i>activity basis</i> であつても、それを賃金・生産・物価等の指数で延長しており、これが、今日の大なるギャップの主たる原因となっているものとと思われる。</p> <p>○IOは、NI-Pにおける業種部門を青林・伐木に分業している。</p>		

〔水産業〕

①推計方法	<p>○沿岸漁業、直洋沖合漁業、浅海養殖業、捕鯨業、内水面漁業、内水面養殖業別に生産額より物的経費を差引いて求めている。</p>	<p>○33年度の所得推計を基礎とし、生産、物価指数により延長推計した。33年度推計の算定方法は以下のとおり。</p> <p>○漁業については漁家・個人経営・法人経営別に水産加工については一級・母船式別に生産額に所得率を乗じて算定した。</p> <p>○生産額は、漁業については毎年の漁獲金額(海面・内水面、浅海養殖・内水面養殖・母船式捕鯨・沿岸捕鯨別合計)を計算便宜上漁家・個人経営・法人経営別に分割(海面漁業は33年度漁センサスの経営組織別漁獲金額水を用い、また内水面、浅海養殖・内水面養殖は漁家に、捕鯨は法人経営に含めた)。</p>	<p>○25年度の所得推計を基礎とし、勤労所得については生産・賃金指数、個人業主所得については生産・物価指数で延長推計し、法人所得については法人企業別計より別途算定した。25年度の推計は以下のとおり。</p> <p>○漁業については漁家・法人・個人経営別に生産額に所得率、勤労、所得比率を乗じて所得・勤労所得を算定し、個人業主所得は差引残未として算定している。水産加工・水産養殖についても同様である。</p> <p>○生産額は、漁業については、海面(除捕鯨、単価は农村物価調査を使用)捕鯨、内水面(24センサスにより海面漁業との比率で算定)別に</p>
-------	--	---	--

	I O	N I - P	N I - D
① 推 定 方 法		<p>水産加工については、農林省統計表、中央卸売市場年報等より取扱い水産加工品生産額を算定し、工業統計表における水産食品製造業出荷額（除かん、瓜、つぼ製造業）を除き、推定自家消費額5%を加算し、更に別途母船式漁業加工を加えている。</p> <p>○所得率は、漁家、個人経営、一般水産加工は、漁業経済調査と漁業動態調査を用いて算定し、また法人経営は法人企業統計を用いて算定、母船式漁業水産加工は工業統計表の従業者4人以上事業所について所得率を算定した。</p>	<p>生産額を推計し、これを計算上の便宜のため、同上センサスを用いて、漁家、個人経営（使用人数人以上）、法人に分割した。水産加工については、北海道・鹿児島・大分三県の水産加工、漁業生産比率を用いて海面漁業生産額により算定。水産養殖については、昭和ノケ年大産推計を用い、養殖分を除く漁業生産額と養殖対漁業比率とから算定。</p> <p>○所得率は、法人漁業については、法人企業統計を用いて所得率および人件費・営業収入比率を求め、個人経営漁業については経本資料および北海道漁業生産収支計算表を用いて所得率、人件費・所得比率を求め、漁家漁業については、漁業経済調査と同上北海道資料を用いて間接法算定を行った。水産加工については、北海道のデータを用い、水産養殖については前記経本資料を用いて算定している。</p> <p style="text-align: right;">(別項第4の4参照)</p>
② 推 計 結 果	<p>含水産加工； 239,292.4 百万円</p> <p>除 ； 193,934.7</p>	<p>(- 86,684.4)</p> <p>152,606 百万円 (含水産加工)</p>	<p>(+ 28,370.6)</p> <p>267,663 百万円 (含水産加工)</p>

	I O	N I - P	N I - D
④ 問 題 点	<p>○ I O においては、水産加工は水産業より取られるが、N I においては漁家加工分だけは含まれる。しかし I O、N I をもとに含水産加工のレベルで比較しても、N I - P のギャップは甚だしい。</p> <p>○ 同じ N I 内においても、N I - P は N I - D に比して著しく低い。両者の推計方法はともに過去（33年および35年）の延長推計であり、同様反延長着数を用いているのでギャップの原因は基数にあるのではなからうか。</p> <p>○ N I - D の相対的に大となる原因としては漁家漁業生産額の単価に漁村物価調査を用いていることも考えられる。 <small>（漁村物価調査は比較的東部の西日本の販路価格であり、や、高目の価格であり、自家消費分の詳細にこれを用いることは漁家生産額の過大評価をもたらすものとと思われる。）</small></p>		

〔注 釈〕

① 推 定 方 法	作 業 中	<p>○ 金属・非金属・石炭亜炭・原油天然ガス・石材砂利部門ごとに生産金額と所得率を求め、それらを乗じて算定している。</p> <p>○ 生産金額は上記の部門ごとに調査書「本邦鉱業の趨勢」を用いた。但し石材砂利は他の産産各調べによる。</p> <p>○ 所得率は、石材、石利を除き上記「本邦鉱業の趨勢」より算定し、石材・砂利については石炭・亜炭のものをそのまま用いている。</p>	○ 勤労・個人業主・法人・その他所得別の推計によるが、各項目も別表第3を参照のこと。
② 推 計 額	作 業 中	191,639 百万円	201,628 百万円

	I O	N I - P	N I - D
◎ 可 題	作業中	○所得率の算定に当っては、上記の如く「本邦鉱業の標準」を用い「(生産金額-物的経費)÷生産額」により算定している。この場合物的経費中には、「その他の支出」および「一般管理費および販売費」を含み、算定に当っては、基数の $\frac{3}{4}$ 、 $\frac{1}{2}$ を計上している。この炭検出反計	別項第3参照のこと。
英		上が、所得率の低下をもたらし、実際より推計結果を低くしているのではなからうか。 ○同様に石材、砂利の所得率を資料不足につき、石炭、亜炭のそれ50.6%を使用していることも向慮であろう。	

〔建設業〕

○勤労所得、営業余剰の合計によつて算定し、勤労所得は、規模30人以上の事業所とその他に分けて算定、営業余剰については法人分営業余剰および個人業主分営業的所得と個人業主の勤労的所得とに分けて算定している。	○建設施行総額に所得率を乗じて算定している。 ○施行総額は、建設省「建設投資実績推計」と「建設工事施行総計調査」より建設投資額および下請施行推計額を算定合計している。 なお、計算便宜上これを個人および法人に分割する。	○勤労-個人業主、法人、その他所得別に算定、合計しているが、各項目も、別項第3参照のこと。
○勤労所得の算定に当っては雇用者数には35年国勢調査を用いて建設業以外に属する建設活動者をも含めかつ、季節修正をしておき、賃金は毎月勤労統計を用い、規模30人以上、その他規模それ以下の賃金を算定している。	○所得率については、法人分は「法人企業統計」を用いて算定、個人分は34年における個人・法人所得率比率を35年法人所得率に乗じて算定。なお、34年個人業主所得率は「法人企業	

	I O	N I - P	N I - D
① 推 定 方 法	<p>○営業余剰については、下請施工介を含まれた総生産額と、法人企業統計を用いて算出した営業余剰売上比率とを用いて、法人営業余剰および個人業主分の営業的所得を算出した。また個人業主の勤労的所得は、35年国勢調査による業主および家族従業員数と毎月勤労統計の規模30人以上の事業所における常用労働者の平均月間給与額とより算定している (別項第4の9参照)</p>	<p>統計」の資本金200万円未満層のデータより算定している。</p> <p>○この場合、所得額とは役員給与手当、従業員給料手当、副利費、その他の経費(注)、利益、よりなる。</p>	
② 推 計 数 系	<p>272,479 百万円 (C-T 3,254,848 百万円)</p>	<p>(-59,479) 219,000 百万円 (施行総額 2,779,900 百万円)</p>	<p>(-204,831) 673,648 百万円</p>
③ 向 後 考 察	<p>○10については、他産業従業員中の建設活動者をも含めており、この点において activity basis であるがNIは、これらを含んでいない。</p> <p>○NI-Pについては、現在までの検討の結果、建設投資実績推計等の公式データを採用したために、50万円未満の層を除く等、基本的にやや低目となっていることが判明した。しかし一方では、その所得率の算定に当たっては、所得中に機械的に「その他経費」の注をくり入れており、所得率をやや高目に算定しているのではないかとと思われる。</p> <p>○NI-Dについては、10と調整するために、上記の算定結果6736億円に、他産業の建設活動者分1430億円(当該活動者、但国鉄、電々、公務より建設に導入される者を除く約65万人、賃金約22万円/年)、金融的コストサービス分約460億円を加えると約8566億円(なお上記国鉄等を除く)となり、10の値とほぼ一致する。</p>		

〔製造業〕

	I - O	N I - P	N I - D
① 推計方法	作業中であるが、製造品目別に生産額より物的経費を差引いて算定する。	<p>○官営・公営・民営別に算定し、合計している。</p> <p>○官営は、「特別会計決定計算書」および「政府関係決算報告書」より人件費と剰余金を合計。</p> <p>○公営については、直接資料がないため、生産額は、氏数生産額に公営・民営生産額比率（総理府「等業所統計調査結果報告書」の従業員数を用いて算定）を乗じて算定。所得率も民営の総合所得率22.6%を利用。</p> <p>○民営については、「工業統計表」「法人企業統計」を用いて中分類ごとに生産額、所得率を算定し、これらによって所得額を算定している。</p>	○勤労・個人業主・法人・その他所得別に算定計上しているが別項第3を参照のこと。
② 推計結果	<p>作業中</p> <p>(参考) 農林省推計による 33/4 現在の食品工業については、</p> <p>LT ; 3,661,361 百万円</p> <p>NT ; 512,616.5 百万円</p>	<p>3,609,119 百万円 (生産額 16,135,161 百万円)</p> <p>(参考) 民営食品工業関係</p> <p>生産額 ; 1,938,952 百万円</p> <p>所得 ; 236,765 百万円</p>	3,434,613 百万円
③ 向慮点	<p>○製造業については、activity basis の場合、自家生産原料等につき向慮が生ずることは前記第1に示すとおりである。</p> <p>○具体的数値による対比は、I-Oについてなお作業中である現在、困難であるが、I-O内訂において、食品工業の算定に当り、工業統計を用いた推計と、農林省の調査に基づく推計との調整について、別添所得部会資料 No. 2-4 の如き意見がある。それによれば製造小売につき、工業統計は準業前ベースで非分離であり、農林省調査ではこれを activity basis で分離している実が調整上の主要な向慮点とされている。</p>		

	I O	N I - P	N I - D
	○NI-Pについて、公営企業に係る資料の関係から、生産額および所得率を民間企業との関係で算定する等の方法をとっていることは、調整上の問題とらるう。		

〔卸小売業〕

② 推計 方法	作業中	<p>○官営、民営別に算定・集計し、官営については、特別会計決算計算書より賃金・食糧の人員費および別表をとり、民営は生産額に所得率を乗じて算定した。</p> <p>○民営の生産額は商業統計表（35年調査）の5月中総販売額を計算便宜上法人・個人に分割。さらに商業動態統計季報を用いて、全四半期販売額を求めた。なお飲食店販売額は別途商業統計より集計個人営業外に加えている。</p> <p>○民営所得率は、法人については「法人企業統計」を用い、個人については「個人企業経営調査年報」の卸小売業の営業状況より算定した。</p>	○初労・個人・法人、その他所得別に算定合計しているが、別項第3を参照のこと。
③ 推計 数	作業中	2,235,401 百万円	1,856,848 百万円
④ 向 題 点	<p>○IOが作業中であるので、数値の対比による検討は困難であるが、対家産業について、IOは、飲食店を除き、NIは何れもこれを含んでいる。</p> <p>○NI-Pについては、所得率の算定に当って法人・個人ともに「その他営業経費」（35年については30〜34年度より推計）「その他経費」の1/3つつを所得に入れており、これが、所得の推計に当ってどのような効果を与えているかが問題である。</p> <p>○NI-Dについては、人員費についての修正（約655億円加算）が必要であることが判ったが（別項第3の1参照）なお約3000億円NI-Pより少ない。</p>		

(運輸業)

	I O	N I - P	N I - D
	I O、N I と共に別項第3, 第4の11 および別添所得部会資料 No. 2-2 参照		

(通信)

<p>① 推計結果</p>	<p>郵便; 41,519.4 百万円 (C.T; 62,160.8)</p> <p>電 々; 135,249.1 百万円 (C.T; 218,214.7)</p> <p>放送; 28,671.4 百万円 (C.T; 87,495.2)</p> <p>計; 205,439.9 百万円</p> <p>寄(放送); 176,768.5 百万円</p> <p>注) I-O では放送は振込に編入。</p>	<p>官営(郵政、電々公社) 246,205 百万円</p> <p>民営(NHK、民放、国際電々KK) 35,443 百万円</p> <p>(+ 76,210.1 百万円)</p> <p>計; 281,650 百万円</p>	<p>運輸通信公益合計; 1,134,807 百万円</p>
<p>② 推計方法と向戻率</p>	<p>第三次産業部会資料(別添所得部会資料 No. 2-2)</p>	<p>○官営(郵政、電々公社)、民営(NHK、民間放送 国際電々KK) 別に確定し、官営については「特別会計決定計算書」「政府関係機関決算書」より、人件費、共有組合負担金、繰越等を直接集計した。</p> <p>○民営については、NHK、国際電々KK は人件費等を直接集計するとともに、民間放送については時向売放送料に、収支決算書より算定した</p>	<p>○別項第3 および別添資料 No. 2-2 参照のこと</p>

	I O	N I - P	N I - D
		<p>所得率を乗じて求めている。</p> <p>○なお、NIの補便には貯金を含み、これを金融に偏入しているI Oとのギャップの主因となっているものと思われる。</p>	

〔公益事業〕

<p>① 推計結果</p>	<p>電力・ガス； 作業中 上・下水道および清掃業； 32,721 / 百万円</p>	<p>電 気 ； 198,372 百万円 ガ ス ； 34,646 百万円 水 道 26,828 百万円 (除清掃業)</p>	<p>運輸・通信・公益合計； 1,134,807 百万円</p>
<p>② 推計方法と所慮</p>	<p>第三次産業部会資料(別添所得部会資料 No.2-2) 参照のこと。</p>	<p>○電気は、大電力については事業報告書より人件費・利益等を直接集計し、その他の電気事業者については「電気事業要覧」の電気事業収入と大電力の平均所得率を利用して算定。</p> <p>○ガスについては通産省調べによる生産額に、大手18社の経理状況に内する通産省調べにより算定した所得率を乗じて算定。</p> <p>○水道については「水道協会資料」による収入に東京都の上・下水道次導書により算定した所得率を乗じて算定。</p> <p>○清掃業は含んでいない。</p>	<p>別項第3および別添資料 No.2-2を参照のこと。</p>

〔金融・不動産業〕

	I O	N I - P	N I - D
① 推計結果	280,143.6 百万円	_____	(-46,811.6) 833,532 百万円
② 推計方法と問題点	第三次産業部会資料(別添所得部会資料No.2-2)参照のこと。	_____	別項第3および別添資料No.2-2参照のこと。 ○但し、検討の結果、人件費約160億円を加算する予定であるが、I Oに比しなお約300億円低い。 ○また、前記通帳に基託したように、I Oには郵便貯金が含まれており、NIには含まれていない。

〔サービス業その他〕

	I O	N I - P	N I - D
① 推計結果	12,384 億円 (うち公務; 4,958億円)	_____	(-1,330 億円) 1,605,455 百万円 (うち公務; 448,633 百万円)
② 推計方法と問題点	第三次産業部会資料(別添所得部会資料No.2-2)	_____	別項第3および別添資料No.2-2参照のこと。 ○NIにはI Oに含まれている炊炭(産廃へ)、飲食店(卸小売へ)を含んでいない。また新たにI Oに加えられた農業サービス(農協等の行う農耕・養蚕・畜産・園芸・サービス業)をNIは含まない。 ○なお、検討の結果勤労所得修正として約1,400億円が加算される予定である。 (別項第3の1参照)